

地区社協に福祉車両をお貸しします！！

市社会福祉協議会が所有する福祉車両を、海津市内に在住する65歳以上の高齢者・障がい者等に外出支援を実施する地区社会福祉協議会にお貸しします。
※地区社会福祉協議会が主催する事業等に限りです。

（車 種）日産 キャラバン

（乗車定員）10名（運転手、車いす2台を含む）

（貸出・返却手続き）月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

国民の祝日、年末年始、車両整備日、天候不良時等は中止します

（利用の流れ）①利用予定の3か月前から5日前までに事業利用申請書を市社協に提出

②貸出日数は原則5日以内（必ず適切な場所に駐車場を確保してください）

③事業利用決定・却下通知書を受け取る

④利用日に市社協本部で点呼（事業利用決定・却下通知書と運転手の自動車運転免許証の確認等）と誓約書の提出、運行経路、車両の状態確認

⑤使用後市社協本部に車両を返却し、走行距離×20円を燃料費として支払う

⑥市社協職員と運転手で車両の状態確認

（利用料金）事業の利用料は無料

ただし、有料駐車場、有料道路、燃料費等は利用者負担

（その他）1.道路交通法の規則を遵守し、安全運転を心がけてください

2.車両の故障や事故等が発生した場合は、必要に応じ、警察や救急、市社協に速やかに連絡をしてください

3.事故等による補償は加入している自動車保険の範囲、活動等に関しては地区社協で加入する保険の範囲となります



お問合せ

海津市社会福祉協議会

電話 55-2300